

白岡市水道事業 危機管理マニュアル

平成20年 5月16日 策定

平成25年 5月10日 改定

平成26年 4月 1日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

令和 2年 4月15日 一部改正

白岡市上下水道部水道課

目次

I 総則	1
1 目的	1
(1) 適用範囲	1
(2) 位置付け	1
2 基本事項	1
(1) 事故・災害の種類	1
(2) 白岡市災害対策本部と白岡市水道施設災害対策本部との関係	3
(3) 湧水等における対策本部	4
II 災害復旧活動	5
1 初動体制	5
(1) 基本方針	5
(2) 災害規模による職員の参集	5
(3) 対応基準	5
(4) 水道施設災害発生時の初動体制フロー	6
(5) 配備体制	7
(6) 職員の参集	7
(7) 緊急時連絡先	9
2 水道施設災害対策本部	10
(1) 設置	10
(2) 水道施設災害対策本部の構成	10
(3) 水道施設災害対策本部の組織	11
(4) 各班等の業務	13
3 水道施設災害対策会議	13
(1) 会議の開催	13
(2) 対策会議の構成員	13
(3) 応急対策方針の決定	13
III 応急給水活動	14
1 基本方針	14
2 応急給水作業	14
(1) 給水方法の分類	14
(2) 応急給水計画	15
(3) 給水作業時の留意事項	17
IV 応急復旧活動	19
1 基本方針	19
2 応急復旧活動の種類と流れ	19
3 応急復旧方針の決定	20
4 応援団体との業務分担	20
5 復旧作業	20
(1) 水道庁舎等復旧作業	20
(2) 施設復旧作業（建築構造物、電気計装設備等）	21
(3) 管路復旧作業（導送水管、配水管、給水装置等）	22
(4) 水質事故に対する復旧作業	23
(5) クリプトスポリジウム等水系感染症発生時の対応	25
(6) 大規模停電時の対応	25

V 応急復旧資機材等の調達	27
1 基本方針	27
2 調達活動	27
(1) 各種復旧用資機材の調達	27
(2) 無償提供による各種復旧用資機材の調達	27
(3) その他応急復旧活動に必要な物品等の調達	27
(4) 水道課職員の食糧の調達	27
VI 広報・広聴活動	28
1 基本方針	28
2 広報活動	28
(1) 平常時の広報	28
(2) 災害時の広報	28
3 広聴活動	31
4 報道機関等への対応	31
VII 応援要請	32
1 基本方針	32
2 応援要請	32
(1) 関係団体との情報連絡及び応援要請に関する情報収集	32
(2) 応援要請手続	32
(3) 応援受入れ準備	33
(4) 応援受入れ活動業務の引継ぎ	33
3 応援受入れに伴う費用負担	34
VIII 訓練・予防・準備	35
1 訓練	35
(1) 教育訓練	35
(2) 情報連絡訓練	35
2 災害予防	35
(1) 配水施設	35
(2) 庁舎、その他	35
3 準備	35
(1) 資機材の備蓄	35
(2) マニュアルの更新	36
参考資料	37
連絡先一覧	37
応急給水用装備品一覧	38
給水拠点における給水方法	39
拠点給水及び仮設給水の方法	42
避難所等位置図	43
広報車による広報（案）	44



I 総則

1 目的

本マニュアルは、白岡市地域防災計画に定めるもののほか、市の水道施設に被害が発生し又は被害の発生が予想されるときに初動体制を具体的に定め、円滑な応急給水と応急復旧活動により、市民のライフラインである水道水を確保することを目的とするものである。

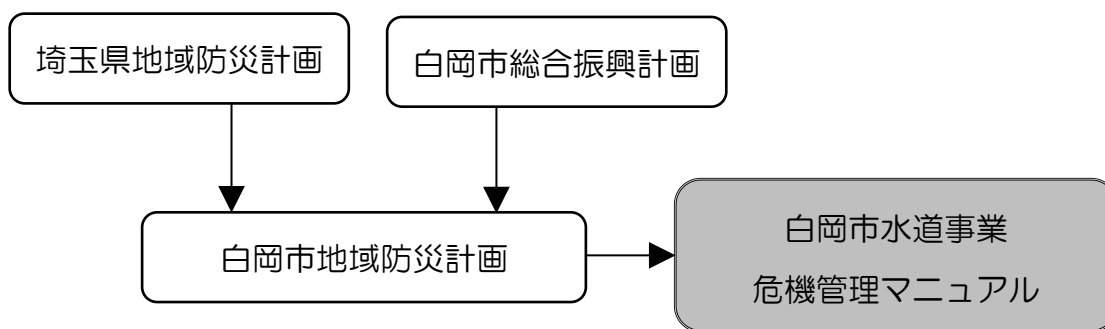
(1) 適用範囲

本マニュアルは、水道課職員の災害発生時及び災害が想定される場合の初期活動、応急復旧活動、応急給水活動及び他事業者等への応援要請等について定めたものである。

なお、被災範囲については、市内及び周辺を想定しているものであるが、被災が全県、全国的な大規模である場合は、本マニュアルを基準とし、その都度方針を定め対応するものとする。

(2) 位置付け

本マニュアルは、水道の災害応急対策の具体的な実施方法を定めたもので、「白岡市地域防災計画」、「埼玉県地域防災計画」との整合を図り、一方で各種災害に対し、水道事業者として独自の体制を構築するものとし、下図のとおり位置付けるものである。



2 基本事項

(1) 事故・災害の種類

本マニュアルにおける事故、災害は次の各項に定めるものとする。ただし、小規模な漏水等通常維持管理業務の範囲の事故は除く。

① 地震による災害

地震により、水道施設に大きな損害を受けた場合、もしくは水質に著しい影響を及ぼす事態の発生のおそれがある場合

○想定地震

想定地震	東京湾北部	茨城県南部	元禄型関東	関東平野北西縁断層帯	立川断層
地震の規模	7.3	7.3	8.2	8.1	7.4
地震のタイプ	海溝型			活断層型	

(平成26年3月 埼玉県地震被害想定調査より)

市地域防災計画において、当市に最も大きな被害をもたらす地震は、「関東平野北西縁断層帯地震」と想定している。

○関東平野北西縁断層帯地震における想定

項 目		想 定
当市の最大震度		6強
建物被害	全壊数	177棟
	半壊数	813棟
	焼失棟数（冬18時,風速8m/s）	21棟
人的被害	死者	7人
	重傷者	10人
	軽傷者	114人
避難者数（1日後）（冬18時,風速8m/s）		765人
帰宅困難者数（平日12時）		2,873人
ライフライン	上水道（1日後の断水人口）	16,496人
	下水道（機能支障人口）	9,763人
	電力（1日後の停電人口）（冬18時,風速8m/s）	1,941人
	電話（不通回線数）（冬18時,風速8m/s）	24回線

(地域防災計画を参照)

② 水害による災害

水害により、水道施設に大きな損害を受けた場合、もしくは水質に著しい影響を及ぼす事態の発生のおそれがある場合

③ 水質汚染事故

農薬等有害薬物の流入、放射性物質の混入又は病原性微生物の発生等により水質が水道水供給に大きな影響を及ぼすおそれがある場合

④ 配水池、配水管の破断又は大規模停電事故

水道施設の漏水、損壊事故又は停電により4時間を越えて給水世帯100戸以上の範囲での著しい水圧の低下又は給水停止など広範囲に影響を及ぼすおそれがある場合

⑤ 渇水

県水の受水量の制限による減断水及び地下水源の減少若しくは制限のおそれがある場合

⑥ テロ

テロ行為により給水の安全確保に影響が及ぶおそれがある場合

⑦ その他の事故又は災害

上記以外の事故、災害により、施設に甚大な被害がある場合又は想定される場合

(2) 白岡市災害対策本部と白岡市水道施設災害対策本部との関係

① 白岡市地域防災計画では、白岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、震災応急対策計画により、水道班として分担される。

なお、災害対策本部が設置される以前において、市民の応急給水、又は水道施設の災害等の発生に対応するため、白岡市水道施設災害対策本部（以下「水道施設災害対策本部」という。）を設置する。

② 水道施設災害対策本部の構成員は、市長、副市長及び教育長を除く庁議構成メンバーとし、上下水道部長（以下「部長」という。）を本部長とする。

なお、災害対策本部閉鎖以降においても引き続き応急給水等が必要な場合は、災害対策本部の水道班を水道施設災害対策本部として継承する。

災害対策本部（水道班）の分掌事務

班	班員	分 掌 事 務
水道班	水道課 及び 経営課	1 災害対策本部、部内各班との連絡調整に関すること。 2 上水道施設の被害状況調査、応急復旧に関すること。 3 応急給水に関すること。 4 飲料水の水質検査に関すること。 5 給水についての広報に関すること。 6 その他水道に関すること。

水道施設災害対策本部の分掌事務

分 掌 事 務
1 情報収集に関すること。
2 広報に関すること。
3 水道施設の被害状況調査に関すること。
4 水道施設の応急復旧に関すること。
5 応急給水に関すること。
6 飲料水の水質検査に関すること。
7 その他水道に関すること。

(3) 濁水等における対策本部

- ① 基本事項に定める事故・災害のうち、濁水、テロ、その他の災害が発生した場合において、必要と認めるときは、水道施設災害対策本部を設置する。

なお、水道施設災害対策本部を設置する以前において、対策を協議するため、白岡市水道施設対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置くことができる。

- ② 対策委員会は、その場合に応じた名称を付するものとする。
- ③ 対策委員会の構成員は、部長、都市整備部長、都市整備部及び上下水道部構成課長とし、部長を委員長とする。

水道施設災害対策本部及び対策委員会の分掌事務

分 掌 事 務
1 情報収集及び調査に関すること
2 広報に関すること
3 応急給水に関すること
4 その他水道に関すること

II 災害復旧活動

1 初動体制

(1) 基本方針

初動体制においては、災害発生後、災害の規模、内容に応じ、迅速な対応により水道課及び経営課職員の参集、情報収集、今後の活動方針の決定及び他事業体への相互応援の要否等判断体制を構築するものとする。

また、総合的な方針を決定する組織として水道施設災害対策本部を設置し、被害の状況に応じた復旧活動方針を決定し、順次復旧活動を実施していくものとする。

(2) 災害規模による職員の参集

災害の規模、種類に応じ、参集体制を構築する。

なお、職員の参集範囲は、下表に示すレベル区分により水道課長（以下「課長」という。）が判断するものとするが、情報収集の結果、対応が困難となる場合は、状況に応じ追加召集等を行うものとする。

災害等の被害想定レベル判断

レベル	状 況	参集職員
通常レベル	被害等の恐れがない	課長
監視レベル	当面被害等の恐れはないが監視が必要	課長・課長補佐(主幹)・主査
警戒レベル	被害等の恐れがあり即応準備が必要	部長及び水道課全職員
災害等発生	市地域防災計画による（暫定）	部長、水道課及び経営課職員

(3) 対応基準

① 通常レベル

課長は、状況を確認し、状況に応じて担当職員を招集する。

② 監視レベル

課長、課長補佐(主幹)及び各担当主査は、状況の調査を行い、必要に応じて課長が担当職員を招集する。なお、状況については、課長が安心安全課に報告すること。

③ 警戒レベル

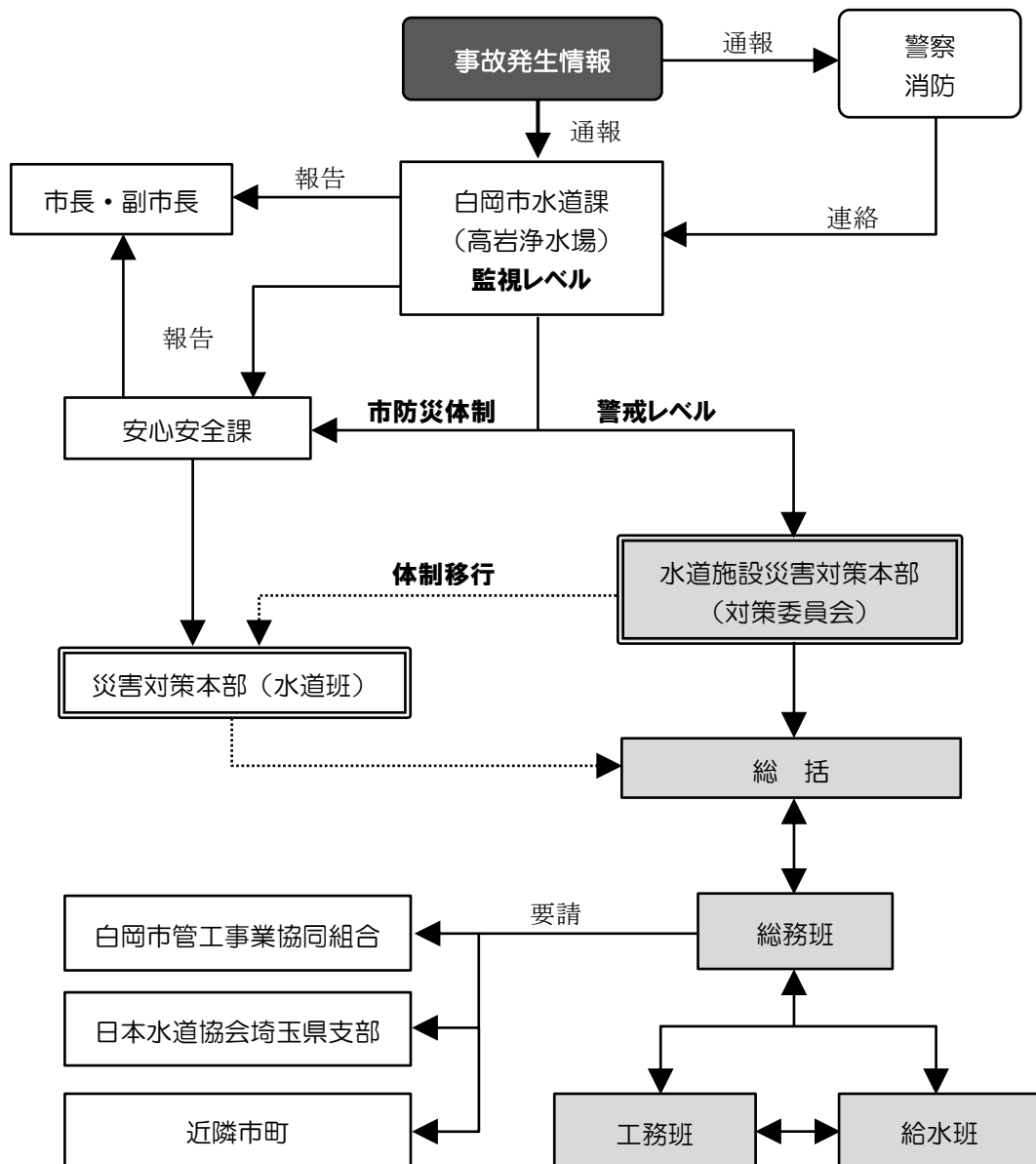
課長は、警戒レベルと判断したときは、部長に連絡するとともに、次の措置を講じる。

- ア 災害対策本部が設置された場合は本部との連絡を密にし情報収集に努める。
- イ 必要に応じて応援職員を要請する。
- ウ 危険箇所又は被害発生が危惧される箇所の情報収集に努める。
- エ 想定される被害に対応するため対応計画を作成する。
- オ 想定される被害に対応するため、業者との連絡網を整備する。

④ 災害発生時

部長は、災害等により水道施設の損壊又は水質汚染等の恐れが生じたときは、速やかに高岩浄水場内に水道施設災害対策本部又は対策委員会を設置し、市長及び副市長並びに安心安全課に報告する。

(4) 水道施設災害発生時の初動体制フロー



(5) 配備体制

災害の種類	出動基準	配備体制	行動内容
地震	震度4の地震の観測時及び同規模の揺れを感じたとき	課長	情報の収集（通常レベル）
	震度5弱の地震の観測時及び同規模の揺れを感じたとき	課長・課長補佐(主幹)・主査	情報の収集（監視レベル）
	震度5強以上	部長・全職員（状況により経営課職員）	（市防災体制）
水害	洪水警報	課長	情報の収集（通常レベル）
	給水管流出事故のおそれがある場合	部長・課長・課長補佐(主幹)・主査・施設担当	応急復旧・断水準備（警戒レベル）
	給水管流出事故	全職員	復旧対応（市防災体制）
水質汚染	情報受信	課長・課長補佐(主幹)・主査	情報の収集（監視レベル）
	県水受水制限のおそれがある場合	部長・課長・課長補佐(主幹)・主査・水道技術管理者	貯水量の確保等（監視レベル）
	給水停止のおそれがある場合	部長・全職員	減圧給水・給水停止広報・応急給水対応検討（警戒レベル）
	給水停止を実施する場合	部長・全職員（経営課含む）・応援職員・管工事組合	（災害対策本部）
施設損壊	漏水事故	施設担当	応急復旧対応（監視レベル）
	配水池等の浄水場施設破損	部長・全職員（経営課含む）	復旧手配 減圧給水等の検討（警戒レベル）
	長期停電	部長・全職員（経営課含む）	広報（警戒レベル）
渇水	地下水源の減少	課長・課長補佐(主幹)・主査・水道技術管理者	広報・減圧給水（監視レベル）
	県水の受水制限又は受水停止	部長・全職員（受水停止の場合は経営課含む）	広報・応急給水（警戒レベル）
テロ	情報受信	課長・課長補佐(主幹)・主査	情報の収集（監視レベル）
	給水停止を実施する場合	部長・全職員（経営課含む）・応援職員・管工事組合	情報収集・広報 応急給水対応（市防災体制）

(6) 職員の参集

① 勤務時間内

職員は、勤務時間内において市内に震度4以上の地震が発生したとき、若しくはその他の災害の情報を得たとき又は災害の発生が予想されるときは、直ちに課長及び部長の指示を仰ぐこと。

② 勤務時間外

ア 職員は、市内において震度5弱の地震が発生したとき、若しくはその他の災害の情報を得たとき又は災害の発生が予想されるときは、(5)配備体制に従

い高岩浄水場へ参集する。

イ 課長は、浄配水場運転管理委託業者から、地震以外の災害等の情報があったときは、(5)配備体制に従い参集対象職員等を招集する。

③ 参集の対象外

次のア～ウに該当する職員は、参集の対象外とし、参集できない職員は、その旨報告すること。

ア 傷病により応急活動が困難な者

イ 自家被災による自身及び家族が負傷した者

ウ その他の事情により課長等上位役職者が認めた者

④ 参集時の準備品

参集時には、可能な限り次のものを準備する。

復旧活動等の服装（作業服等）、防寒着（冬季）、着替え、マスク、手袋、長靴、携帯型ラジオ、デジカメ等

⑤ 参集直後の活動

職員は、参集後、参集カードに記入し、体制が確立するまでの間、次により復旧活動に備える。

ア 共通事項

(ア) 職員参集状況の把握

(イ) 参集職員からの情報収集及び整理

(ウ) 災害対策本部との連携

(エ) 庁舎保安状況の調査及び確認

(オ) 電話、FAX、庁内LAN等の通信回線の接続状況の確認

(カ) テレビ、ラジオ及びインターネットからの情報収集

(キ) 関係機関提出様式等の準備

イ 浄配水場の状況確認

(ア) 監視盤による稼働状況の確認

(イ) 水質監視体制の強化

ウ 応急給水の準備

(ア) 給水タンク、給水栓、ポリタンク及びポリ袋等給水機材の準備

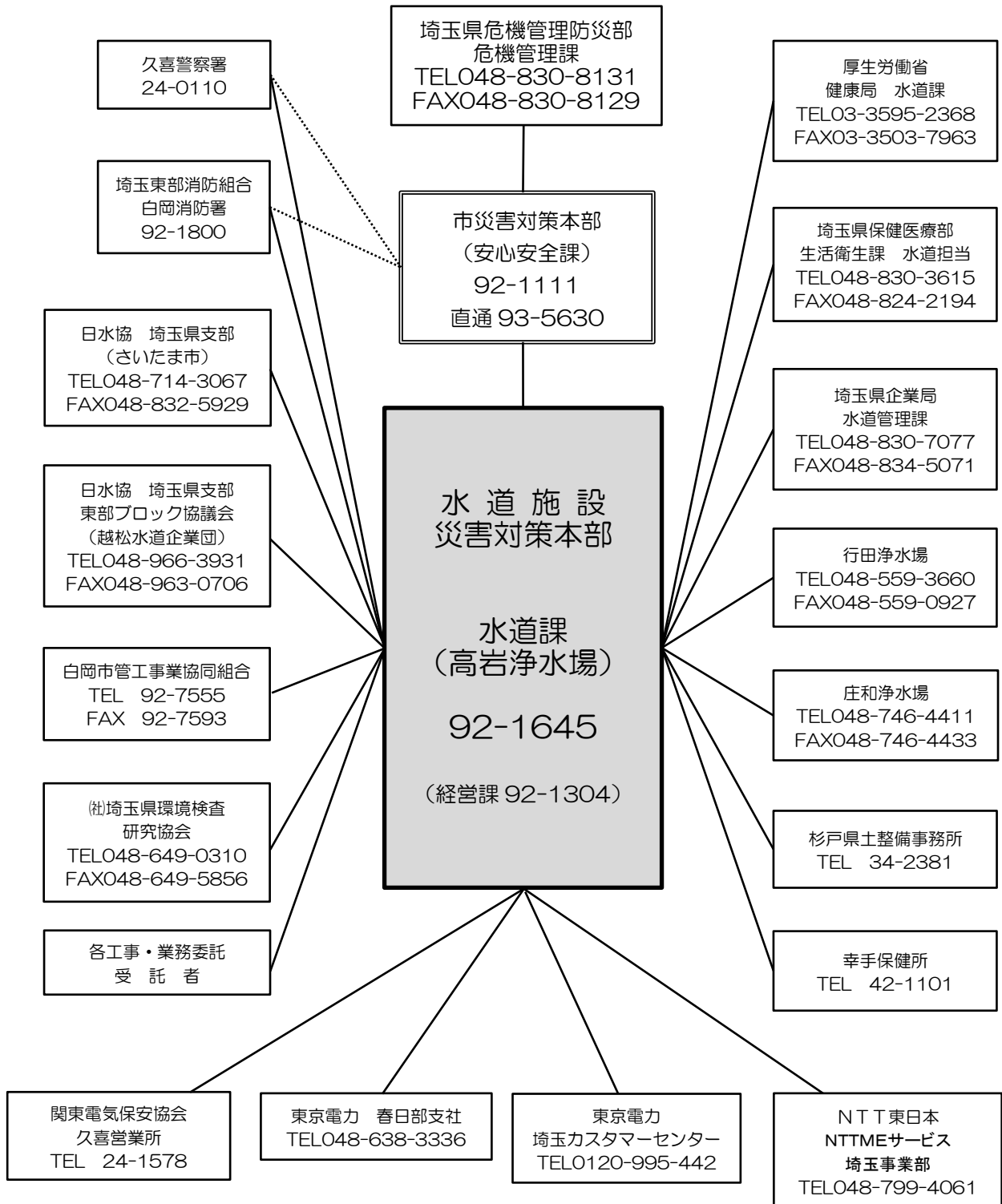
(イ) 避難場所及び重要施設における給水装置の被害状況の確認

(ウ) 市民からの断水情報の集約

工 応急復旧の準備

- (ア) 市民等からの被害状況の集約
- (イ) 復旧資材の確認
- (ウ) 復旧対応事業者（管工事組合等）の確保

(7) 緊急連絡先



2 水道施設災害対策本部

(1) 設置

- ① 水道施設災害対策本部は、部長がこれを設置する。
部長は、対策本部を設置したときは、速やかに、市長及び副市長にこれを報告するものとする。
- ② 水道施設災害対策本部は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の水道班に移行する。

(2) 水道施設災害対策本部の構成等

- ① 構成
水道施設災害対策本部の構成は、I-2-(3)-①に示すとおりとし、必要と認めるときは、白岡市管工事業協同組合（以下「管工事組合」という。）代表理事等に出席を要請する。
- ② 設置場所
水道施設災害対策本部は、白岡市高岩浄水場内に置く。
- ③ 協議・決定
水道施設災害対策本部は、応急給水・水道施設の応急復旧等の具体的対策について協議し、決定する。

(3) 水道施設災害対策本部の組織

水道施設災害対策本部の組織は、下に示す水道施設災害対策本部組織表のとおりとする。

水道施設災害対策本部組織表

	班 長	業 務
総括	部長	対策本部総括
	課長	総括補助
	水道技術管理者	水道技術面での責任者
総務班	経営課主幹（主査）	情報収集、広報等
工務班	施設担当主査	調査、応急復旧
給水班	課長補佐(主幹)	応急給水

※ 要員が不足する場合は、本部長が市災害対策本部（安心安全課）に対し、人員の増員を要請する。

(4) 各班等の業務

総括	班長	部長・課長・水道技術管理者
担当業務		業務内容
水道施設災害対策本部の総括		水道施設災害対策本部の設置・会議の開催・復旧活動の統括
災害対策本部との調整		他部署の応援要請
上級機関の連絡調整		関係機関連絡調整（厚生労働省（水道課）、県生活衛生課（水道担当）・県危機管理課、幸手保健所等）
情報の整理		各班からの情報の整理（集中管理）
報道機関対応		報道機関への情報提供
視察者の対応		被災状況視察者の対応等

総務班	班長	経営課主幹（主査）
担当業務		業務内容
職員の健康・安全管理		職員の参集状況及び被災状況の把握
		活動中における職員の傷病等の対応
		食料等の確保
他機関等への要請		職員数の把握
		管工事組合・近隣市町・日本水道協会埼玉県支部等への要請及び交渉
		他部署職員の受入れ対応
		ボランティア等の受入れ対応
市民対応		情報収集・苦情対応
市民への広報		原稿準備・広報車の手配・安心安全課（消防本部）との調整等
復旧活動予算		復旧活動に伴う経理事務
被災に伴う水道料金の減免等		時期、範囲等の調査及び検討
災害対応記録及び整理		対応状況の記録

工務班	班長	施設担当主査
担当業務		業務内容
水道施設損壊状況調査		浄配水場の破損状況の優先調査
		導送水管、配水幹線、水管橋等の優先調査
		漏水通報場所の調査
		消火栓の被害状況調査
		施設の被害状況取りまとめ
施設の復旧計画		復旧優先順位の決定
断水範囲の認定		仕切弁操作による断水区域の設定
復旧資材の調達		復旧資材の手配
復旧工事実施及び復旧関係業者との連携		管工事組合等工事業者の手配
		復旧工事の発注
水質検査		定期水質検査の実施
		復旧箇所の水質検査

給水班	班長	課長補佐（主幹）
担当業務		業務内容
給水計画の実施		工務班等からの情報による断水区域の把握
		応急給水計画の作成
給水体制の確立		人員の確保
		給水器具、資材、車両等の確保
		関係団体への応援要請
水質管理		給水水質の検査
応急給水		断水区域内の給水拠点の把握及び給水
		断水区域内の医療機関、福祉施設への給水
給水装置被害調査		給水装置の被害状況調査
活動記録		応急給水時の各種要望把握
		情報の集約

3 水道施設災害対策会議

(1) 会議の開催

本部長は、情報収集活動、応急給水活動及び応急復旧活動（以下「応急対策」という。）を行うときは、水道施設災害対策会議（以下「対策会議」という。）を開催し、応急対策方針を決定し、迅速かつ的確に実施するものとする。

調査の結果、水道施設の被害が甚大で、他機関からの協力が必要なときは、速やかに応援要請を行うものとする。

(2) 対策会議の構成員

対策会議は、水道施設災害対策本部構成員及び各班長を以って構成する。ただし、必要に応じて各班の担当者を加えることができる。

(3) 応急対策方針の決定

対策会議は、次の事項について方針を決定する。

① 情報収集の指示に関すること

情報の内容、調査範囲の決定

② 応急給水に関すること

応急給水の要否、応急給水量、給水場所、給水方法等の決定

③ 配備体制に関すること

復旧活動が長期に渡る場合の職員配備計画

④ 他部署、近隣市町等の応援要請に関すること

各班の対応状況により、応援要請の要否、要請先及び要請内容等の決定

⑤ 水道施設の復旧方針に関すること

復旧対象施設の優先順位の決定

⑥ 被災状況、復旧状況の確認及び分析に関すること

今後の活動方針を決定するための被災状況及び復旧状況の分析

⑦ 対策会議の解散に関すること

復旧作業の進捗による通常業務での対応の可否の判断

⑧ その他重要な災害対策に関すること

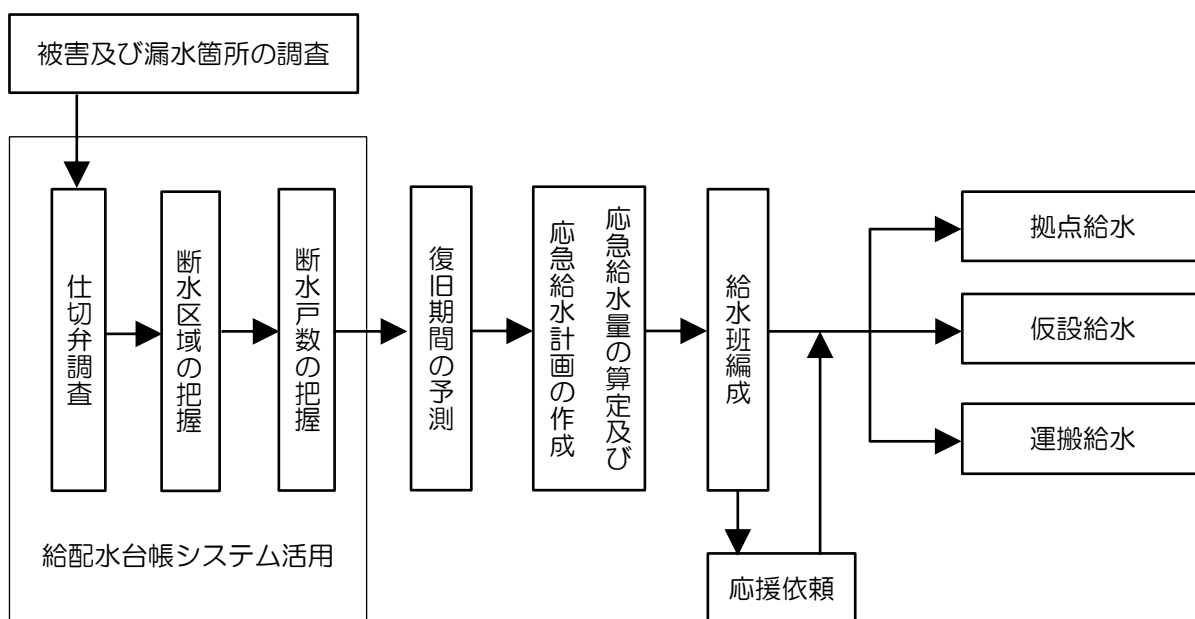
Ⅲ 応急給水活動

1 基本方針

応急給水活動は、復旧までの期間において、段階的に給水量を増加させるものとし、人工透析対応病院（白岡中央総合病院）を始めとする医療施設、福祉施設等に対し優先的に給水を行うほか、白岡市地域防災計画に定める避難所等への給水を行う。

2 応急給水作業

応急給水作業の流れは、次のとおりとする。



(1) 給水方法の分類

応急給水は、次のいずれかの方法により実施する。

種類	方法	場所
給水拠点	既存配水施設からの給水 (1) 消火栓からの給水 (2) 配水池等からの給水	各浄・配水場の消火栓または重力式給水口等
拠点給水	避難所等給水拠点への運搬給水による給水 (仮設水槽設置)	避難所等拠点給水
運搬給水	(1) 車載用給水タンクによる給水 (2) ポリタンク、給水袋での配布 (3) 受水槽への給水	給水拠点から遠距離、かつ、仮設給水栓による給水が困難な場所
仮設給水	(1) 消火栓等からの仮配管による給水 (2) 復旧後の配水管からの仮設給水栓による給水	消火栓からの直接給水が困難な場所

(2) 応急給水計画

給水班は、応急給水実施に当たり、次の事項を検討し、給水計画を作成する。

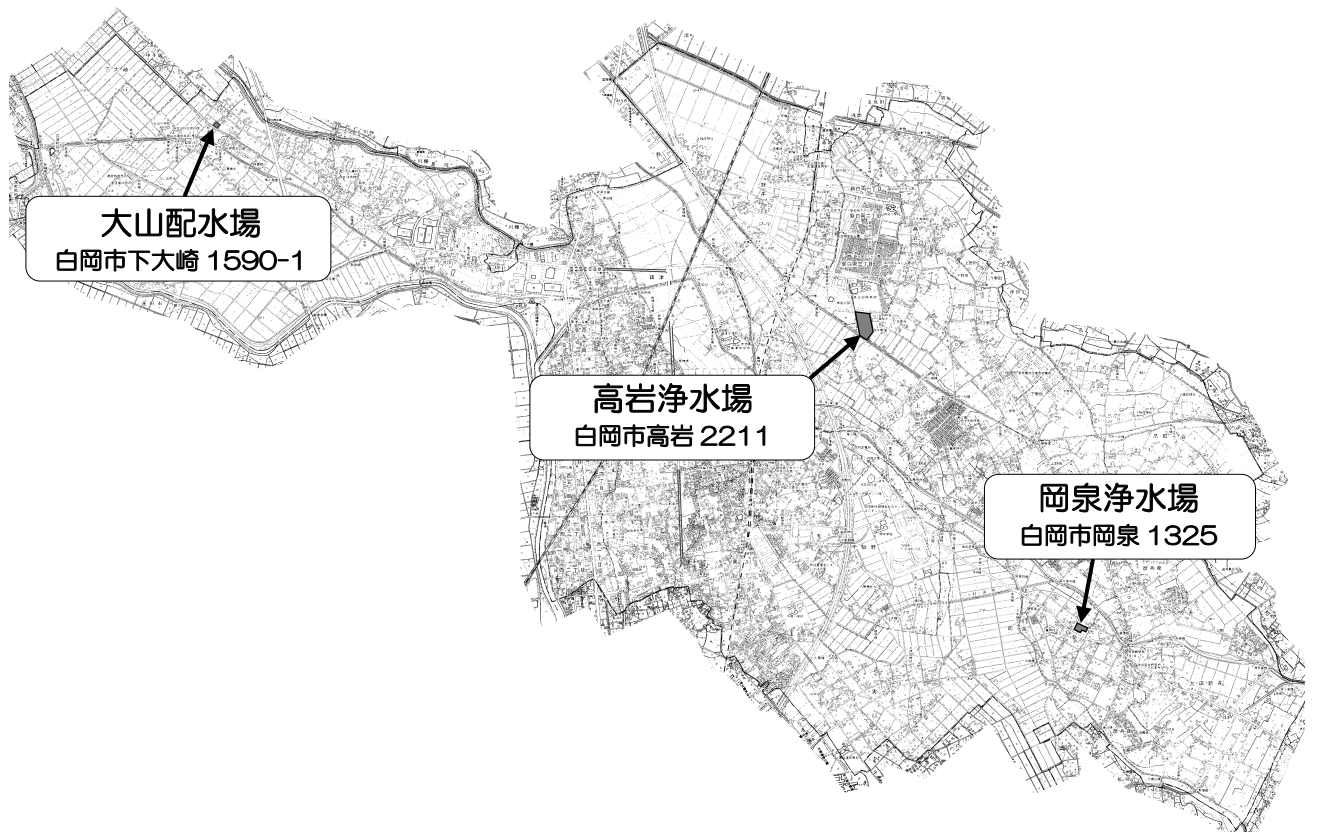
① 断水区域、断水戸数の把握

各種被害情報等により、断（減・濁）水区域及び戸数を速やかに把握する。
また、対象区域に医療施設（病院）及び福祉施設等の重要施設が含まれるか確認する。

② 給水拠点

災害等により、広範囲に断水が生じた場合は、高岩浄水場、岡泉浄水場及び大山配水場を給水拠点として設定する。ただし、断水対象地区については、順次、避難所に臨時給水所を設置し、運搬給水により拠点給水を行う。

給 水 拠 点



※ 給水拠点での給水方法については39ページを参照

③ 給水方法の選定

給水方法の選定に当たっては、次の事項に留意した上で最も効率的な給水方法を決定する。

※ 各給水方法については39ページを参照

ア 拠点給水

断水対象地区については、各避難所の避難者の状況、運搬経路の被害状況等を勘案し、臨時に給水所を設置する避難所の選定を行う。選定した避難所には、応急給水装置を設置し、運搬給水により給水を行う。

イ 運搬給水

臨時に給水所を設置する避難所のほか、断水対象区域内に医療施設（病院）が含まれるときは、優先的に給水タンクにより給水を行う。

ウ 仮設給水

断水対象区域内に消火栓がある場合は、給水が便利な場所まで仮配管を行い、臨時給水栓を設置し、仮設給水を行う。

④ 応急給水量の算定

厚生労働省が定めた「水道の耐震化計画等対策指針」の例により、応急給水目標量を次のとおり設定する。

応急給水目標量

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
3日まで	3ℓ/人/日	おおむね1km以内	給水タンク車 ポリタンク等による運搬 応援による給水車等
10日まで	20ℓ/人/日	おおむね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日まで	100ℓ/人/日	おおむね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日まで	250ℓ/人/日	100m以内	

⑤ 運搬給水優先順位及び運搬給水量の設定

ア 運搬給水優先順位の設定

運搬給水は、人工透析対応病院を最優先とし、次いで入院患者がいる一般医療機関及び福祉施設の給水を優先とする。また、可能な限り、平行して臨時給水所への給水を行う。

イ 給水量の設定

優先施設等への給水量は、状況に応じ、各施設と協議の上設定する。

なお、給水所等の給水量については、応急給水目標量とする。

⑥ 応急給水に係る広報

断水対象範囲が狭小の場合は、広報車を主として周知を行うものとし、断水区域が広範囲の場合は、広報車による広報のほか、防災無線、市ホームページ及びチラシ等を活用する。

⑦ 自家水利用者への配慮

地震等の影響による地下水の濁り、水脈の破断又は停電等により自家水の使用が困難となった住民に対しても応急給水の対象とする。

⑧ 給水用資機材及び給水要員の確保

給水班は、応急給水の実施が見込まれる場合は、速やかに車両、給水用資機材及び人員を確保する。また、資機材及び人員不足により、対応が困難であるときは、本部長は、市災害対策本部（安心安全課）に対し、資機材の調達及び人員の増員を要請する。

(3) 給水作業時の留意事項

① 水質検査等の徹底

応急給水を実施する場合は、次により水質の確認を行い水質管理の徹底を図る。

ア 確認項目

(ア) 外見（濁り・色）、味、匂い

(イ) 残留塩素濃度が0.2mg/ℓ以上あるか

イ 水質確認時期

(ア) 給水車、給水タンクについては、補給後に実施

(イ) ポリタンク、ポリ袋については、補給前に実施

(ウ) 仮設給水栓については、給水開始前に実施

ウ 自己水（井戸）の水質検査

県水が遮断され、自己水のみでの対応となった場合の水質検査については、外部機関により水質基準に基づく50項目の検査を実施する。

② 衛生管理の徹底

ア 給水作業従事者は、清潔の保持に努める。

イ 給水希望者が持参した容器（ポリタンク、ペットボトル等）については、使用状況を確認し、適宜洗浄後給水を行う。

③ 給水場所の標示

給水場所は、周囲から目立つよう表示する。また、給水場所が周囲から目立たない所にある場合は、主要道路等からの案内看板等の設置により誘導する。

④ 情報の連絡

給水作業時は、1時間を目安に水道施設災害対策本部（市災害対策本部）に連絡を入れ、情報等を伝達する。

⑤ 給水状況の記録

給水班は、給水状況を記録する。

ア 給水車（車載用給水タンク）への給水時

残塩濃度、水質の異常（濁り・色、匂い、味）

イ 給水場所への補給時

補給日時、定時・臨時の別、補給量



IV 応急復旧活動

1 基本方針

応急復旧活動は、応急給水活動が不要となるまでを活動の目安として、応急復旧計画を作成し、実施する。

また、応援機関の派遣計画の尺度となるとともに、住民の不安の軽減及び苦情の減少が期待できることから、復旧期間等の目標を定め、復旧状況の進展に伴い、適宜見直し公表する。

なお、応急復旧活動の目標期間は、最大1箇月とする。

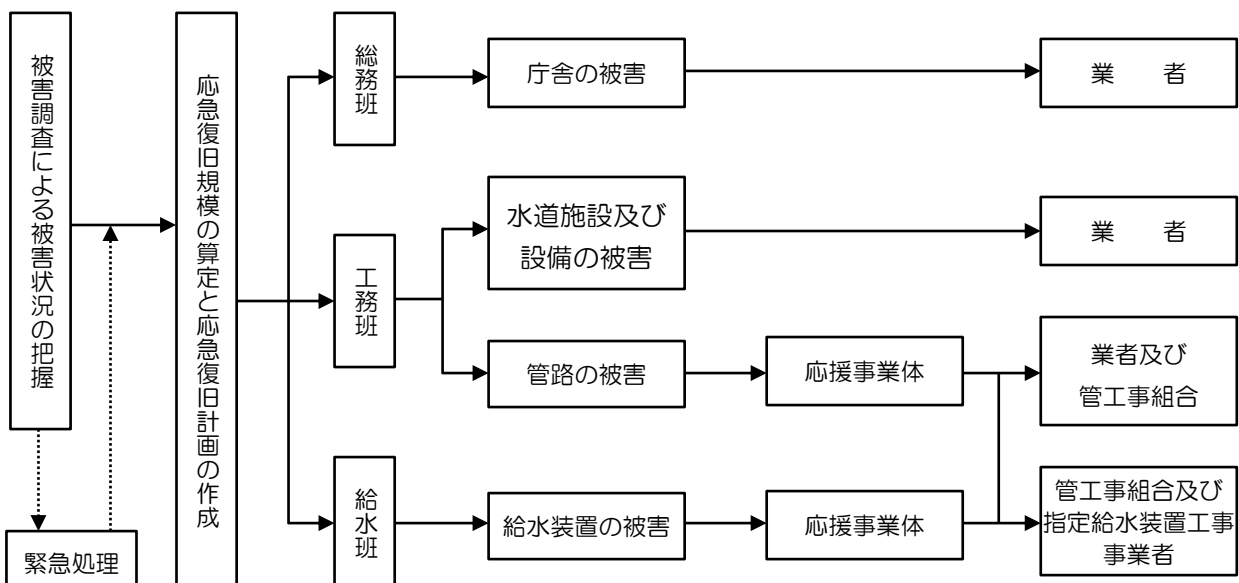
被害を受けた施設のうち、応急処置により使用可能であると判断されたときは、直ちに応急処置を行い、使用不可能であると判断されたときは、復旧作業前に優先度を設定し、復旧工事を実施する。

2 応急復旧活動の種類と流れ

応急復旧活動の種類と作業までの流れは、次のとおりである。

- (ア) 水道庁舎・倉庫等の応急復旧
- (イ) 施設(建築構造物)の応急復旧
- (ウ) 設備(機械・電気設備)の応急復旧
- (エ) 導送水管・配水管の応急復旧
- (オ) 給水装置の応急復旧

復旧活動の流れ図



3 応急復旧方針の決定

対策会議において、応急復旧活動の迅速な対応を図るため、集約した情報及び各配水系統図等を参考に応急復旧規模の算定及び応急復旧方針を決定する。

4 応援団体との業務分担

復旧担当各班は、応援団体から復旧作業の応援を得たときは、復旧作業前に応援団体と業務分担及び打合せを実施する。応援団体が工事を担当する場合は、担当者間の連絡手段について確認し、作業に当たるものとする。

5 復旧作業

各復旧作業に当たっては、事前に次の事項について調整、協議を行う。

- 復旧担当区域
- 応援資材の納入先及びその搬出方法
- 残土受入先
- 埋戻材・舗装資材の調達先及び調達手続
- 燃料等の調達方法
- 復旧作業必要図面の受渡し方法
- 道路管理者等との施工協議及び立会い方法
- 指定緊急交通路及び避難路上における工事方法
- 仕切弁操作手順及び止水栓操作方法
- 各種工事申請実施状況
- 作業状況報告書及び工事記録関係書類の作成方法
- 応急復旧における広報の手順
- その他必要事項

(1) 水道庁舎等復旧作業

総務班及び水道庁舎待機者は、水道庁舎及び倉庫の被害状況により、次の対応をする。なお、施設が使用不可能と認められるときは、他の施設等の代替施設を確保する。

ア 書庫等の整理及び散乱ガラス等災害ゴミの処理

業務上支障がないよう倒れている書庫等を整理し、散乱ガラス等は、屋外に仮置場等を設置し、搬出する。

イ 停電時の対応

自家発電装置の稼動状況を把握し、東京電力㈱へ優先復旧の依頼を行うとともに、燃料（高岩：A重油、岡泉・大山：軽油）を確保する。

ウ 通信回線不通時の対応

不通原因の把握に努め、庁内設備が異常なときは、関連業者へ修繕を依頼し、外部ケーブルの断線等のときにはNTTへ優先的な復旧を要請する。

庁内LANが異常なときは、財政課情報化推進担当へ連絡し、復旧を依頼する。

エ 生活関連衛生施設等の機能が損なわれているときの対応

トイレが使用不可能となっているときは、張り紙等により使用禁止措置を行い、排水設備業者等へ修繕を依頼し、仮設トイレの手配等を検討する。

(2) 施設復旧作業（建築構造物、電気計装設備等）

建築構造物、電気計装設備等の復旧に当たっては、代替機能がなく給水に与える影響が大きい施設、二次災害の発生が予想される施設を優先する。

ア 緊急作業（水道技術管理者の指示・判断による）

浄水場、配水池等の建築構造物が被害を受けたときは、次により緊急処置を行う。

(ア) 処理能力の判断

現地調査時において、次のときは水道施設災害対策本部へ連絡協議の上、運転を中止する。

- a 二次災害発生のおそれがあると判断されるとき。
- b 水質面から見た適切な浄水処理ができないと判断されるとき。

(イ) 浄水・配水施設の継続運転措置

応急処置により運転継続可能と判断されたときは、次により安定した継続運転が可能となるよう作業を行う。

- a 中央監視装置による監視を強化する。
- b 次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素」という。）の漏えいを発見したときは、漏えい防止処置を図るとともに、漏えいした次亜塩素の中和処理（苛性ソーダの投入）を行う。
- c 停電時には、復旧見込み時間（東京電力株に確認）と施設の自家発電設備稼働状態の確認を行う。
- d 水質計器等が被災したときは、直接採水による臨時の水質検査を実施し、水質管理に努める。
- e 県水からの送水が停止しているときは、稼働できる井戸をフル稼働により、水道水を確保し、貯水に努める。

- f 継続運転中において、二次災害の発生のおそれがあると判断されるときは、運転を停止する。

イ 水質管理

- (ア) 災害直後における浄水場の緊急時の水質検査
 - a 検査項目は、濁り、色、残留塩素について確認する。
 - b 次亜塩素注入機の停止等により適正な浄水処理ができないと判断したときは、直ちに浄水処理を停止する。
- (イ) 復旧過程における総合的な水質監視の強化
 - a 復旧した施設については、定期的に給水栓の水質確認を行う。
 - b 定期の水質検査の結果、飲料水に適さないと判断される場合は、給水停止を行うとともに、市民への広報を行う。

ウ 復旧作業

- (ア) 職員には、電気計装設備等専門的技術を有するものがないことから、各専門業者へ依頼し、復旧に努める。
 - (イ) 復旧時には、補助申請等を考慮し、復旧記録写真（遠景及び近景）及びオフセット等を必ず記録する。
 - (ウ) 地下水水源が地震により濁り等が生じ、解消に相当の期間を要すると見込まれるときは、簡易ろ過装置の設置を検討する。
 - (エ) 保安装置作動等一時的停止による復旧操作等は、職員による復旧が可能なときに備え、復旧対象施設の完成図及び取扱説明書等を準備する。
 - (オ) 復旧完了時は、復旧内容等活動内容を記録する。
- (3) **管路復旧作業（導送水管、配水管、給水装置等）**

導送水管路の復旧に当たっては、原則として施設上流部から行い、管体の破壊や継手の離脱等管路が切断状態にあるものの復旧を優先し、継手からの比較的微小な漏水については、記録に残し、二次的対応とする。

配水本管については、配水池を起点とする配水幹線を最優先とし、次いで、幹線管路及び医療機関等の重要施設へ至る管路について3日以内を目標に復旧作業に当たる。

配水支管については、配水本管の復旧と平行して進め、消火栓での応急給水が行えるよう1週間以内を目標に復旧作業に当たる。

給水装置については、復旧箇所に応じて市施工箇所又は受益者施工箇所を区分し、復旧作業にあたる。

ア 緊急作業

仕切弁操作による被害影響範囲の縮小と限定化を図る。二次的措置として、配水系統の切替えを行うことを検討する。なお、切替えを行うときは、供給する側の配水能力、取水状況を十分勘案して行う。

家屋の倒壊、若しくは焼失、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置からの漏水については、止水栓の閉栓により止水する。

イ 復旧作業

(ア) 復旧に当たっては、原状復旧を原則とし、復旧用資機材の調達状況、復旧体制及び復旧の緊急度を勘案し、必要と認めたときは、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。

(イ) 復旧時には、補助申請等を考慮し、復旧記録写真（遠景及び近景）及びオフセット等を必ず記録する。

(ロ) 応急復旧計画により、優先管路から業者及び応援事業者へ依頼し、復旧作業を行う。

(ハ) 管工事組合に工事を依頼するときは、協定書に基づき実施する。

(ニ) 業者に依頼するときは、できる限り契約を証する書類を取り交わす。

(ホ) 緊急交通路又は避難路上において復旧作業を行うときは、事前に道路管理者及び警察等の関係機関と協議を行う。

(ヘ) 復旧作業終了後給水を開始するときは、給水栓における遊離残留塩素濃度を $0.2\text{mg}/\ell$ 以上(水道法施行規則第17条第3号)を確保する。

(ヘ) 復旧完了時は、復旧内容等活動内容を記録する。

(ト) 受益者施工の場合においては、管工事組合又はその他の指定給水装置工事事業者を紹介する。なお、原形復旧の修繕のときは工事申込不要とする。

その他、口径変更、配管経路の変更を伴う復旧が必要なときは、緊急度を勘案し、復旧作業の先行を許可し、事後手続きとする。（作業前に施工業者名、受益者住所、氏名、復旧内容を報告させる。）

(4) 水質事故に対する復旧作業

水質異常の原因を見極めることが最優先されるが、原因究明に時間を要するときもあるため、異常水を取り込まない、送水しないことを基本として、復旧作業を行う。

給水停止により応急給水している場合は、施設内の汚染水を速やかに系外へ排出するとともに、原水水質、処理工程水質及び給水栓水質の連続監視を強化し、通常運転可能な状況へ復旧させる。

水道技術管理者は、状況により、水道法等関係法令に基づく取水停止等の判断を行う。

ア 県水に有害物質等が流入したことが判明したとき

- (ア) 行田浄水場、庄和浄水場、企業局及び県生活衛生課と連絡を密にし、状況を正確に把握する。
- (イ) 県水の送水停止に備え、地下水の取水増量による水の確保に努める。
- (ウ) 県水の送水状況により、断水が考えられるため、防災無線、ホームページ等で市民に状況を周知する。
- (エ) 市の各配水池に汚染された県水の混入が考えられるため、県浄水場からの水質情報のほか、市独自に水質検査を実施する。実施した結果は、ホームページ等で公開する。
- (オ) 応急給水については、有害物質等流入被害が無い事業体の応援給水によるもののほか、「Ⅲ-2 応急給水活動」によるものとする。

イ 市水道施設に有害物質等が流入したとき

- (ア) 直ちに給水を停止する。
- (イ) 給水停止の状況、復旧の見込み等確認できる正確な情報を、防災無線、ホームページ等で市民に状況を知らせる。
- (ウ) 配水池に流入したときは、出口弁を全閉し、排水作業の後、洗浄作業を行い、水質が正常となったときに配水を再開する。
- (エ) 幹線配水管に流入したときは、上流部から採水調査ポイントを決め、影響範囲の確定を行い、上流部から洗浄を行う。
- (オ) 応急給水については、近隣事業体の応援給水によるもののほか、「Ⅲ-2 応急給水活動」によるものとする。

ウ 給水装置にクロスコネクションや汚水が流入したとき

- (ア) 給水を停止し、ただちに利用者に飲用中止の周知を行う。
- (イ) 原因の除去後、管の洗浄、必要な水質検査を行い、安全を確認のうえ給水を再開する。
- (ウ) 給水停止が長期にわたる場合は、配水系統の切替えを行うことを検討する。

給水装置と誤接合されやすい配管の例

- 井戸水
- 受水槽以下の配管
- プール、浴場等の循環用の配管
- 水道水以外の給湯配管
- 水道水以外のスプリンクラー配管
- ポンプの呼び水配管
- 雨水管
- 冷凍機の冷却水配管
- その他排水管等

(5) クリプトスポリジウム等水系感染症の発生時の対応

汚染された可能性があるかと判断したときは、次により感染拡大を防ぐ対策を講じるものとする。

ア 配水池への地下水（浄水）流入を止め、検査機関に依頼し、汚染された施設及び原因を特定させ、汚染された施設からの送水を停止する。

イ 対象配水区域住民に対し、人体への影響、飲用方法、予防方法等について、広報活動を行う。

ウ ろ過濁度の十分な確認を行うとともに、塩素消毒（ただし、クリプトは耐塩素性、ジアルジアは非耐塩素性）を強化し、配水池・配水管の排水・洗浄作業を行う。

エ 浄水場、配水池、給水栓の各々において水質検査を行い、クリプトスポリジウム等水系感染症の不検出を確認した後、通常給水を再開する。

オ 今後の対策等について検討する。

(6) 大規模停電時の対応

大規模停電が発生したときは、電気事業者との連絡等を十分に行い、優先施設から順次通電が可能となるよう連携し、復旧作業を進める。なお、停電が長期化すると見込まれ、断水となる場合は応急給水活動を行う。

ア 電気事業者・電気保安協会との連携

大規模停電時には、施設ごとの電気供給に関する契約内容を確認し、東京電力(株)及び(財)関東電気保安協会から停電に係る情報（停電原因、停電範囲、復旧予定時間）を収集し、提供が円滑に行うことができるよう準備し、

停電原因、停電範囲及び復旧予定時間の把握に努めるとともに、助言を受けながら復旧作業に当たる。

イ 緊急処置

- (ア) 停電時は、自家発電装置により一定時間は電力供給が可能であるが、長期の停電に備え、燃料確保に努める。
- (イ) 東京電力(株)（春日部支社又は埼玉カスタマーセンター）へ停電復旧の見通しについて随時問い合わせを行う。

V 応急復旧資機材等の調達

1 基本方針

応急復旧資機材の調達方法は、資材関連業者からの調達、他事業者からの提供による調達の2通りの方法により行う。

応急復旧活動に伴う資機材の調達は、資材関連業者からの調達を優先し、調達不可能なときは、他事業者からの応援資材の提供について要請をする。

2 調達活動

(1) 各種復旧用資機材の調達

各班は、復旧活動初期において、今後の復旧内容を推測し、必要と見込まれる資機材等について在庫確認及び資材関連業者へ供給可否についての確認を行う。資材関連業者が対応できないときは、総務班を通じて他市町村の在庫状況を確認し、提供要請を行う。

総務班は、各班から資機材の調達の要請を受けたときは、業者又は他市町村へ手配をする。ただし、復旧作業時に緊急に調達が必要となったときは、各班において調達するものとし、総務班へその内容を報告する。

なお、総務班は、業者及び他市町村からの調達品について、資機材名、形式、数量等の記録をする。

(2) 無償提供による各種復旧用資機材の調達

各班は、資材関連業者等から復旧用資機材を無償提供する旨の申出があったときは、数量、設置等の付帯費用、復旧活動終了時の取扱い等について提供者と事前に協議を行う。

(3) その他応急復旧活動に必要な物品等の調達

応急復旧活動に必要な日常用品、備品等の調達は、各班からの要請に応じて災害対策本部からの支給可能品及び活動状況を勘案しながら、総務班にて方針を決定し、調達する。

(3) 職員の食糧の調達

復旧活動煩雑時等、個々での調達が困難なときには、食料、飲料等の手配を総務班にて行う。

VI 広報・広聴活動

1 基本方針

平常時は、住民を初めとする使用者に対し、災害時の応急給水対策についての正しい知識の普及を図るための広報活動を行う。

災害時は、水道の被害は住民生活に大きな影響を及ぼすことから、不安や不必要な混乱等が生じないように、断水状況や応急給水の実施状況、復旧見込み等について随時適確な情報を提供し、円滑に応急復旧対策が行えるよう復旧活動範囲に応じた広報活動を行う。

広聴活動は、災害時の復旧活動中の各班に対し、住民等から多数の通報、問合せ苦情等が寄せられることが想定されるため、収集した情報を整理し、必要に応じて各班へ伝達することで情報の適正管理を行う。

2 広報活動

(1) 平常時の広報

平常時から災害への対応についての情報を提供し、災害への意識を高めるため、各種媒体又は水道週間若しくは防災訓練等の行事を活用し、広報活動を行う。

① 広報内容

- ア 平常時における各家庭での飲料水の備蓄(最低3ℓ/人・日)
- イ 避難時の止水栓、蛇口の開閉の確認
- ウ 応急給水に必要な容器(ペットボトル、ポリタンク等)の常備
- エ 応急給水拠点における注意事項

② 広報の方法

広報については、次の方法により行う。

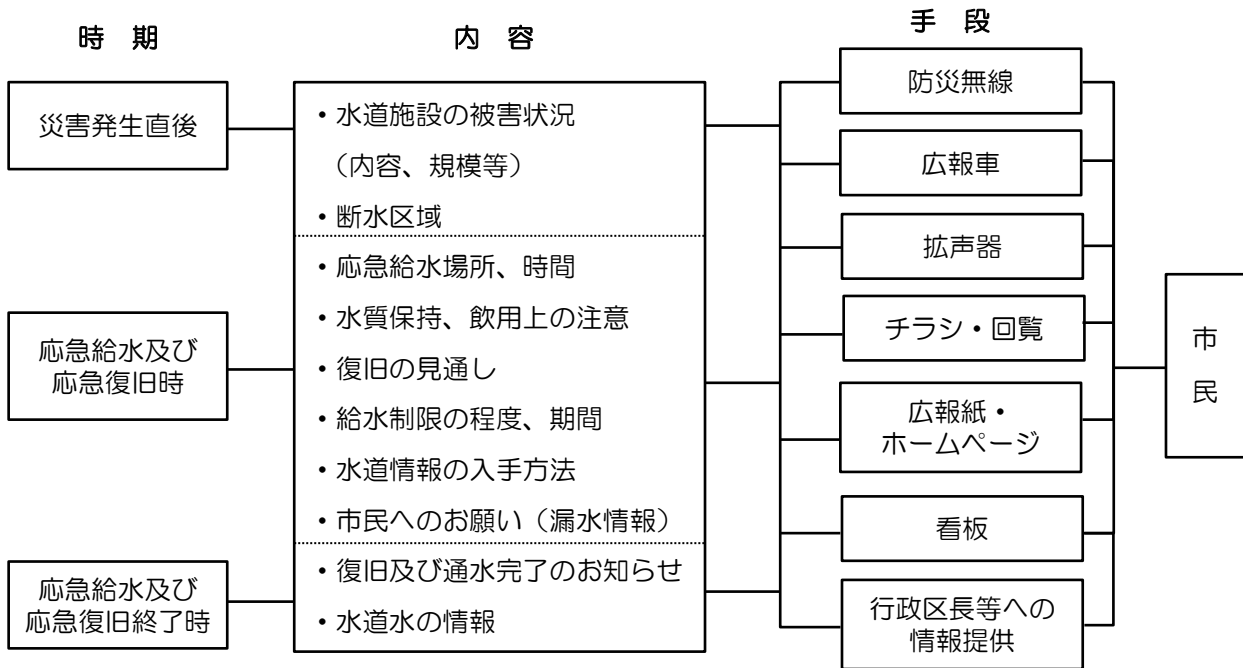
- ア 市広報への定期的な掲載
- イ ホームページでの常時掲載
- ウ 地区の防災訓練時等にチラシの配布

(2) 災害時の広報

災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望、被災者を取り巻く状況の変化、応急対策の進捗状況に合わせて行う。

また、広報内容が、高齢者、障がい者等の災害弱者へ十分伝わるよう健康福祉部及び行政区長等と協力により行う。

災害時の広報活動の方法



① 地震・設備事故時の広報

総務班は、取りまとめた情報及び復旧活動に当たり必要となる情報を整理し、市民からの問い合わせへの対応等次の広報活動を行う。

ア 広域レベルでの広報活動

水道施設全般にわたる被害状況や稼働状況、これに伴う応急給水、応急復旧活動及び復旧の見通し等についての情報を取りまとめ、総括に報告する。

総括は、報告のあった情報等を集約し、報告すべき情報を報道機関に提供する。

情報提供については、あらかじめ時間を決め、緊急情報については臨時に行う。

イ 地域レベルでの広報活動

被害地域内の市民に対しては、不安や不必要な混乱等を生じさせないように、応急給水内容、復旧活動内容、復旧見込み等について、的確な情報提供を行う。

広報方法は、テレビ局、ラジオ局、新聞社等の報道機関への報道要請によるほか、広報車、防災行政無線、チラシ配布等により対象地域全世帯へ情報が伝達するよう広報を行う。

具体的な広報内容は次のとおりとし、広報文については、事前に案を作成しておく。

(ア) 応急給水関係

- a 応急給水場所の位置、給水方法、必要物
- b 給水時間の案内
- c 水質保持の方法

(イ) 応急復旧関係

- a 断水区域、断水戸数、断水人口
- b 復旧状況(復旧作業状況、復旧順序、完了予定時期)
- c 漏水等情報提供の呼び掛け
- d 苦情、要望等の受付先

② 給水制限時の広報活動

総務班は、給水制限時には段階に応じて次のとおり広報活動を行う。

ア 広報活動による給水自粛

- (ア) 制限に至る経過と現状を周知する。
- (イ) 需要者各自の節水目標量と具体的節水方法を周知する。
- (ウ) 宅内漏水、蛇口、便器等給水装置からの漏水は、速やかに修理するよう周知する。

イ 減圧による給水制限

- (ア) 目標削減率や減圧時間帯等給水制限の内容について周知する。
- (イ) 大口需要者へ文書又は個別訪問により節水協力を依頼する。
- (ウ) 給水制限による出水不良又は断水等の影響が見込まれるときは、対象区域へ周知する。

ウ 時間給水による給水制限

- (ア) 時間給水をする事となった経過と現状の説明、時間給水の内容の周知徹底を図る。
- (イ) 給水時間以外に水が出ても使用しないよう協力を求める。
- (ウ) ため置きをしないよう協力を求める。
- (エ) 大口需要者へ個別訪問し、事情を説明し、更なる節水の協力を求める。

3 広聴活動

総務班は、電話等による住民等から漏水等の通報、応急給水等に関する問合せについて記録し、漏水等の通報を受け付ける際は、当該箇所の子名、目標物、漏水規模等をできる限り詳細に聴取し、各班へ伝達する。

問合せへの対応は、問合せ者の不安を払拭するよう丁寧に対応する。

その他の各班は、復旧活動中の各現場において市民等から情報を得たときは、その内容を記録し、各班へ伝達する。

4 報道機関等への対応

報道機関からの問合せ及び記者発表等情報提供については、課長が対応に当たる。

Ⅶ 応援要請

1 基本方針

応援要請に当たっては、各班の業務見通しに応じた要請を行うこととし、全般的事項は総務班にて調整を行い、要請内容に応じて給水班、工務班等へ業務を引き継ぎ、各班と応援事業体において詳細な調整をし、事後の活動の利便性を図るものとする。

また、他市町村からの緊急資材の調達についても、同様の流れによることから、応援要請として取り扱うものとする。

なお、応援要請後は、応援受入れ体制の整備を併せて行うものとする。

2 応援要請

本部長は、対策会議にて応援要請が必要と認めたときは、災害対策本部を通じて（災害対策本部が未設置のときは直接）他部署職員の応援を要請するほか、他事業体に対し、直接若しくは相互応援協定締結の水道事業体及び管工事組合へ応援を要請する。

※ 職員以外に応援を要請した場合は「応援従事者記録表」及び「応急活動実施報告書」を作成

(1) 関係団体との情報連絡及び応援要請に関する情報収集

総務班は、本市の自立状況を把握するため、次の情報について収集整理する。

- ① 市内全般の被災状況（交通規制状況、市内への進入ルート）
- ② 応急給水活動の要否及び規模
- ③ 職員の参集・勤務状況
- ④ 復旧協力業者の調達可否状況
- ⑤ 重機調達状況
- ⑥ 資機材の備蓄及び調達可否状況
- ⑦ 調達物の準備状況

(2) 応援要請手続

総務班は、対策会議にて応援要請することを決定したときは、次により各要請先に対し応援要請手続きをする。ただし、文書にて応援要請を行うことが困難なときは、口頭又は電話等により要請し、後日文書を送付する。

- ① 日水協県支部会員事業体への要請

要請に当たっては、次の事項についてあらかじめ調整しておくものとする。

ア 応援団体集合場所及び経路

原則として、高岩浄水場を集合場所とし、応援規模によっては他の施設を指定する。また、これらに至るまでの交通状況に応じた経路を設定する。

イ 必要とする応援作業内容及び見込期間

ウ 必要とする職種別所要人員、機械器具、水道資材の種類及び数量

エ 休憩所、宿泊場所

老人福祉センター及び勤労者体育センターとする。ただし、被災の状況、避難者の状況等により、同施設の提供が困難な場合は、災害対策本部安心安全班又は社会教育班及び高齢介護班（災害対策本部未設置の場合は、安心安全課）と協議の上、高岩浄水場に近い避難所及び避難所以外の支援避難所を選定する。

オ 連絡担当者の職、氏名、連絡場所、電話番号等

② 市他部署への要請

災害対策本部が設置されているときは災害対策本部を経由し、未設置のときは直接担当部課長あてに要請する。

また、他部への要請においては、復旧作業の円滑化を図るため、市内管網及び設備内容等を熟知している水道業務経験者を指名して要請する。

③ 管工事組合への要請

「白岡市災害応急復旧工事等に関する協定書」に基づき要請する。

④ 自衛隊への災害派遣要請

他市町村事業者等からの応援が不足するときは、災害対策本部（安心安全課）を経由し、埼玉県災害対策本部長あてに自衛隊への災害派遣要請を行うよう依頼する。

(3) 応援受入れ準備

各班は、対策会議にて応援要請することを決定したときは、要請活動と並行して、次により受入れ準備を行う。

- ① 応援依頼業務に係る打合せ資料を作成する。
- ② 集合場所の開放について、施設管理者へ依頼をする。
- ③ 受入れ後の担当者の選任（受入れ対象業務ごとに選任）を行う。
- ④ 宿泊場所の予約及び準備（場所、毛布、敷物等）を行う。

(4) 応援受入れ活動業務の引継ぎ

全般的な応援受入れ活動の調整は、総務班にて行うこととするが、応援要請

後、応援を受けるときは、応援団体の状況を把握し、各班は、応援団体の対応について総務班から引継ぎを受け、各班ごとに応援団体と協議を行い、復旧活動を進める。

3 応援受入れに伴う費用負担

応援受入れに伴う費用負担は、原則として「日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領」第11条（費用の負担）に基づき、費用を負担する。ただし、各種協定等により、別に費用負担を定めているものについては、それぞれの協定等に基づく負担とする。

日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要綱実施要領に基づく費用負担

区 分	応援要請会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手 直管類	
請負工事にかかる費用	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン及び軽油） 修理費 賃借料 輸送料	
滞在費用	仮設ハウス設置費用	携行する食料費 携行する寝袋、テント等に要する費用 被服費（防寒服、被服貸与のない職員分及びクリーニング代） 生活用品 その他福利厚生費
その他事務経費	写真代（工事確認用） 作業用消耗品に要する費用 電話料金 消火器 地函等に要する費用 コピー代	写真代（記録、広報用） 事務用品（左欄にあげるものを除く）
補償関係	応援職員の傷病に対する救急的な治療費 第三者に対する損害賠償金の負担（応援作業中）	応援職員の災害補償（出張中の公務災害） 第三者に対する損害賠償金の負担（往復途上）

VIII 訓練・予防・準備

1 訓練

(1) 教育訓練

- ① 各職員は、年度ごとに本マニュアルに基づいて災害時の対応を確認する。
- ② 保有機材、備品及び消耗品等のリストを作成し、毎年、保管状況等を確認する。
- ③ 通常業務において、日本水道協会主催の技術講習会等に参加した職員は、講習内容を復命し講習内容の周知を図る。
- ④ 水道課職員は、防災訓練等の場において、給水タンクによる応急給水方法等について訓練を実施する。

(2) 情報連絡訓練

- ① 動員指令の伝達等、緊急時の連絡体制による情報連絡訓練や、業務用無線の通信状況の把握等通信連絡訓練を行い、通信状況について確認しておく。
また、各職員が通信機器等を使えるように研修を行う。
- ② 水道施設維持管理業務受託者との施設点検報告等の合同訓練を実施する。

2 災害予防

災害の予防、災害が発生したときの給水に与える影響の低減及び被災したときの迅速な復旧を図るため、次の基幹的施設の改良及び整備を計画的に進める。

(1) 配水施設

- ① 石綿セメント管等老朽管の更新
- ② 配水管の耐震化
- ③ 配水池の耐震化
- ④ 耐震貯水槽の整備
- ⑤ 非常用電源設備の更新

(2) 庁舎、その他

各種データ、各施設完成図、操作手順書等について、保管、管理場所を分散保管することによるバックアップ化を図る。

3 準備

(1) 資機材の備蓄

備蓄資機材は、製品の仕様向上による需要頻度の変化、経年劣化による使用

不能等を考慮し、平常時は過度の調達を避け、計画的に調達する。

(2) マニュアルの更新

本マニュアルは、職員の異動、組織の変更、施設の変更又は技術の進歩による復旧工法の変更、備蓄資機材の変更及びその他必要と認められるときには、随時更新を行う。

連絡先一覧表

	名 称	電話番号	備考
市	白岡市災害対策本部長	0480-92-1111	市長
	白岡市災害対策副本部長	0480-92-1111	副市長
	白岡市災害対策本部	0480-93-5630	安心安全課直通
	白岡市水道施設災害対策本部	0480-92-1645	水道課（高岩浄水場）
	埼玉東部消防組合 白岡消防署	0480-92-1800	
国・県	久喜警察署	0480-24-0110	
	厚生労働省健康局水道課	03-3595-2368	FAX 03-3503-7963
	埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8131	FAX 048-830-8129
	埼玉県保健医療部生活衛生課 水道担当	048-830-3615	FAX 048-824-2194
	埼玉県企業局水道管理課	048-830-7077	FAX 048-834-5071
	埼玉県行田浄水場	048-559-3660	FAX 048-559-0927
	埼玉県庄和浄水場	048-746-4411	FAX 048-746-4433
	埼玉県杉戸県土整備事務所	0480-34-2381	
	幸手保健所	0480-42-1101	
近隣自治体	越谷・松伏水道企業団	048-966-3931	日本水道協会埼玉県支部東部ブロック協議会会長
	春日部市水道部	048-736-1111	
	久喜市上下水道部	0480-58-1111	
	蓮田市上下水道部	048-768-1111	
	幸手市水道部	0480-48-0050	
	宮代町上水道室	0480-33-5554	
	杉戸町上下水道課	0480-37-1232	
日水協	日本水道協会	03-3264-2281	
	日本水道協会 関東地方支部	045-671-3056	
	日本水道協会 埼玉県支部	048-741-3067	
関係団体	白岡市管工事業協同組合	0480-92-7555	
	荏原商事(株) 関東支社	048-650-0712	
	(有)エビナ管機	0480-92-7145	
	(株)総合環境分析	048-560-7770	本社(横浜)045-929-0033
	関東電気保安協会 久喜営業所	0480-24-1578	
	東京電力(株) 春日部支社	048-638-3336	
	東京電力(株) 埼玉カスタマーセンター	0120-995-442	
	NTT東日本 NTTMEサービス	048-799-4061	

病院	白岡中央総合病院	0480-93-0661	小久喜
	パーク病院	0480-91-6200	千駄野
	新しらおか病院	0480-90-5550	上野田
	山王クリニック	0480-93-0311	寺塚
介護老人施設	特別養護老人ホーム光乃里	0480-97-0171	荒井新田
	特別養護老人ホーム いなほの里	0480-90-5557	千駄野
	特別養護老人ホーム わかば	0480-91-6517	岡泉
	特別養護老人ホーム ずいせん長寿村	0480-90-1155	高岩
	介護老人保健施設 ぼっかぼか	0480-90-5666	上野田

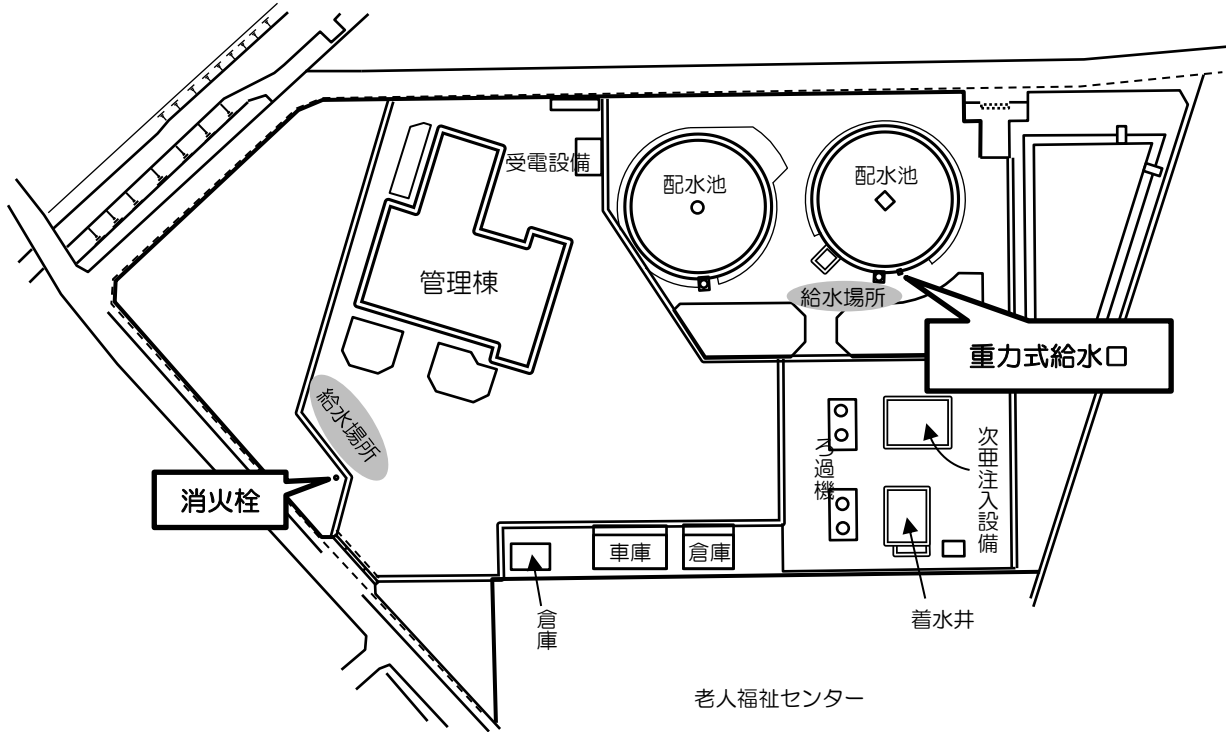
応急給水用装備品一覧

R2.4.1 現在

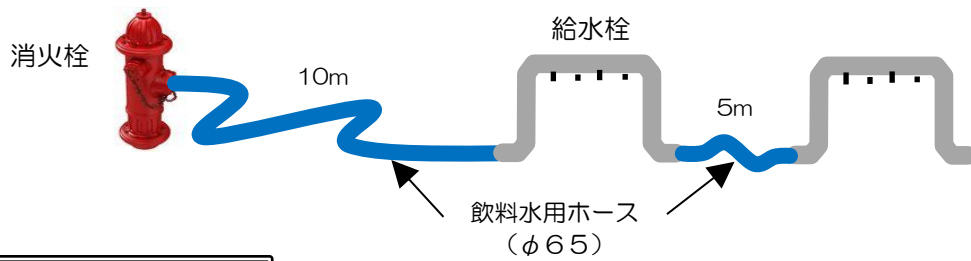
品 目	数 量	備 考
車載用給水タンク（1000 ℓ）	2 基	高岩浄水場 7ℓ 1 基 スリル 1 基
給水バルーン（1000 ℓ）	4 基	岡泉浄水場（安心安全課所管）
ミスコン（組立式 1000 ℓ）	8 基	高岩 3 基・岡泉 5 基（安心安全課所管）
トラック（1.5 t 車）	1 台	平ボディ
ポリ容器（20 ℓ）	140 個	高岩 70 個・岡泉 70 個
ポリ容器（10 ℓ）	28 個	高岩 24 個・岡泉 4 個
災害用給水袋（10 ℓ）	400 枚	手提げ 高岩 400 枚
災害用給水袋（6 ℓ）	7,600 枚	背負い 高岩 3,600 枚・岡泉 2,000 枚・ 大山 2,000 枚
発電機（2.0k VA）	3 台	高岩 2 台・岡泉 1 台
水道水用水中ポンプ（0.4kw）	3 台	高岩 2 台・岡泉 1 台
水中ポンプ用ホース（20m）	1 本	φ50 φ50 ヌスーφ65 オス
水中ポンプ用ホース（5m）	2 本	φ50
水道水用ホース（10m）	3 本	φ65
水道水用ホース（5m）	4 本	φ65
臨時給水栓（6 栓）	2 台	
臨時給水栓（4 栓）	4 台	
臨時給水栓（1 栓）	1 台	
投光機	1 個	
三脚付ハロゲンライト（1 灯式）	3 基	
コードリール	3 個	
ラジオ・時計付スーパーLED強カライト	3 個	
LEDヘッドライト	6 個	
ガソリン携行缶（20 ℓ）	1 個	
ガソリン携行缶（10 ℓ）	2 個	

給水拠点における給水方法

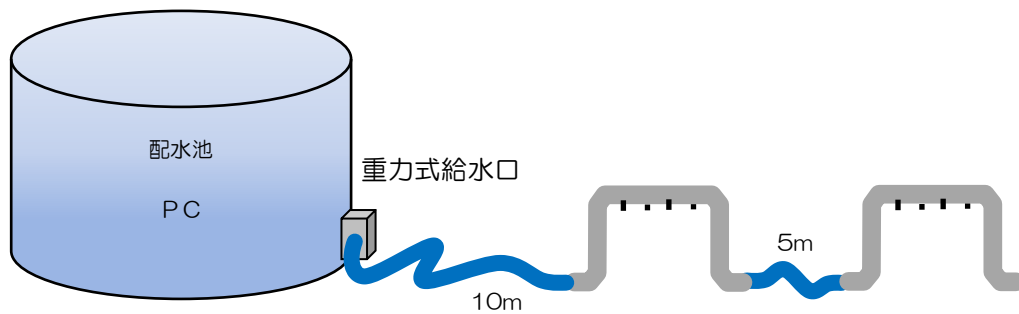
高岩浄水場



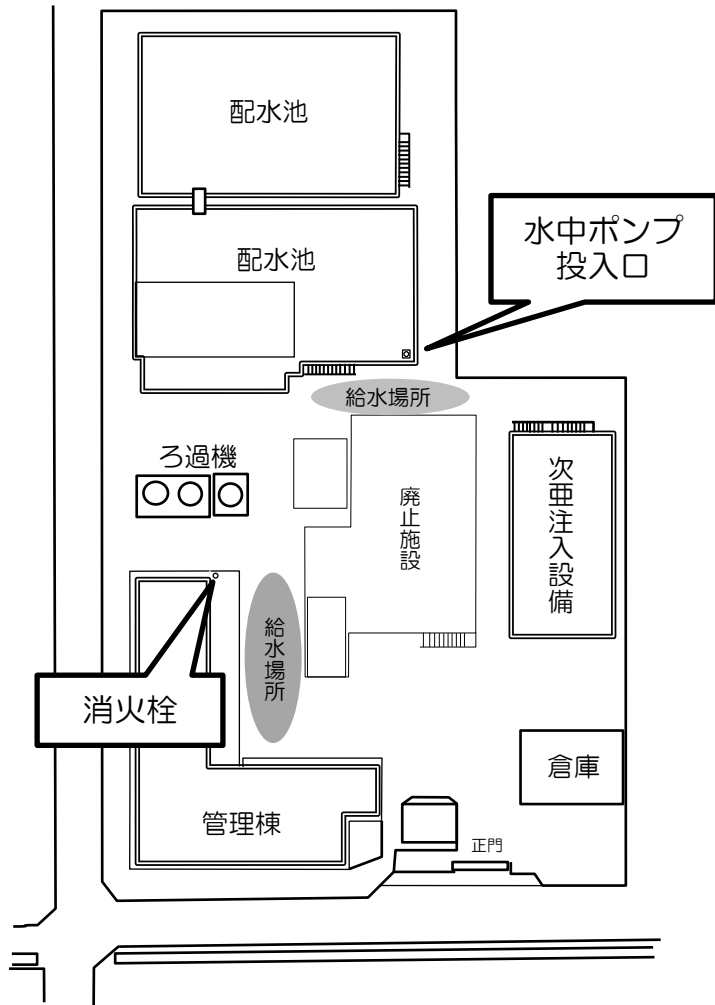
配水が可能な場合



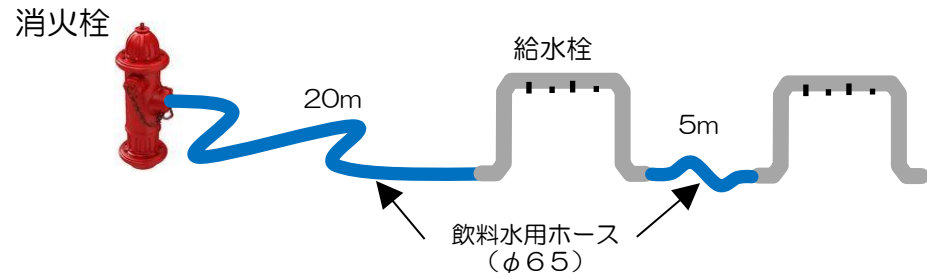
配水ができない場合



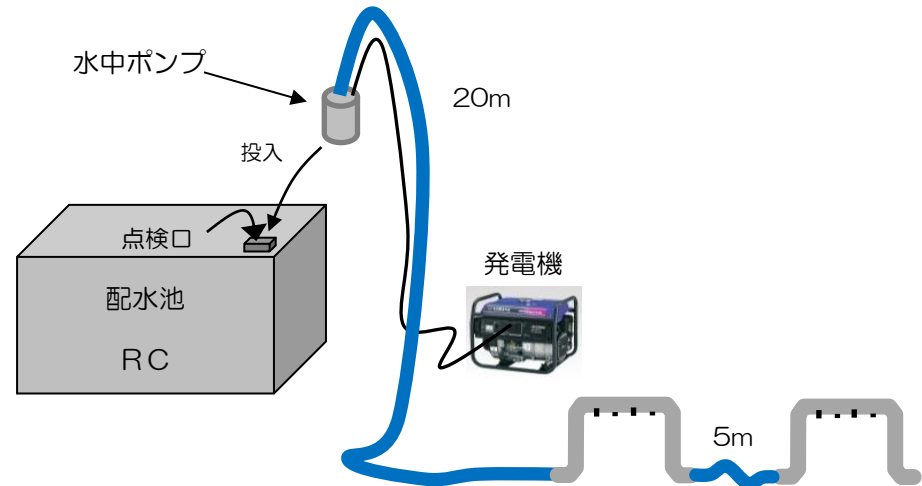
岡泉浄水場



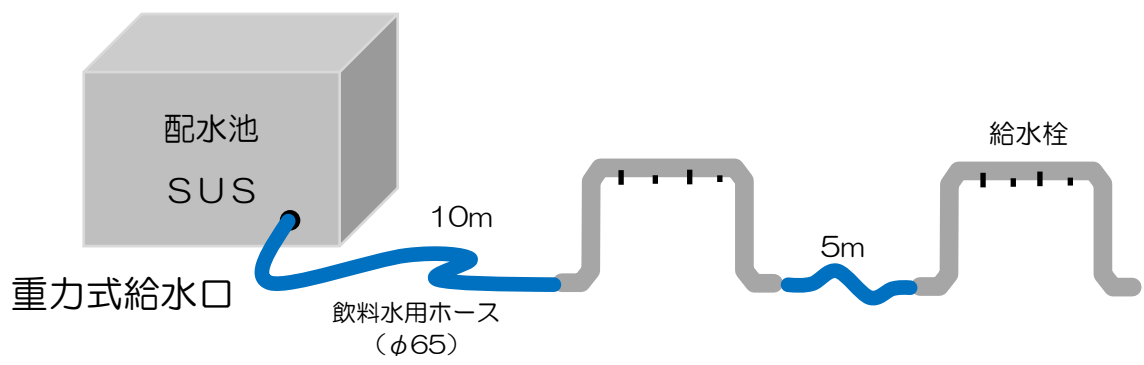
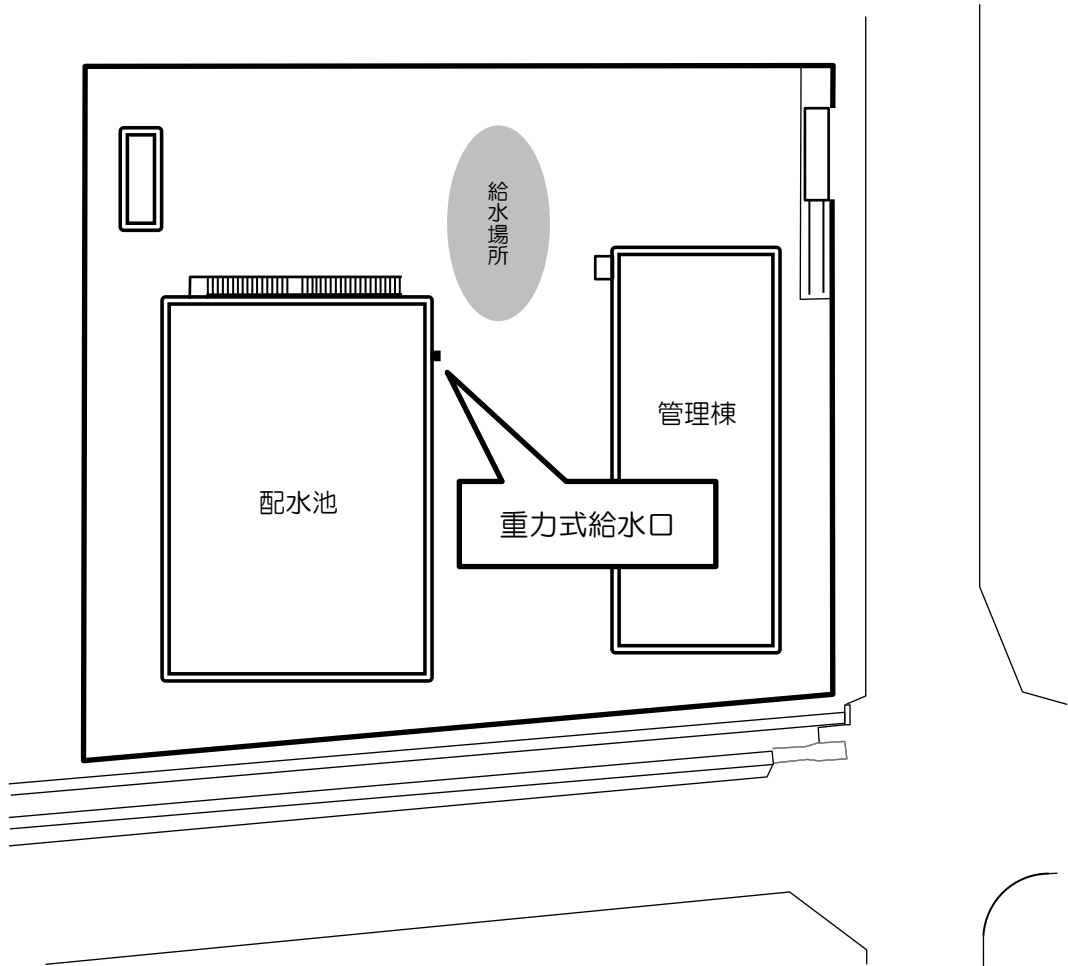
配水が可能な場合



配水ができない場合



大山配水場



拠点給水及び仮設給水の方法

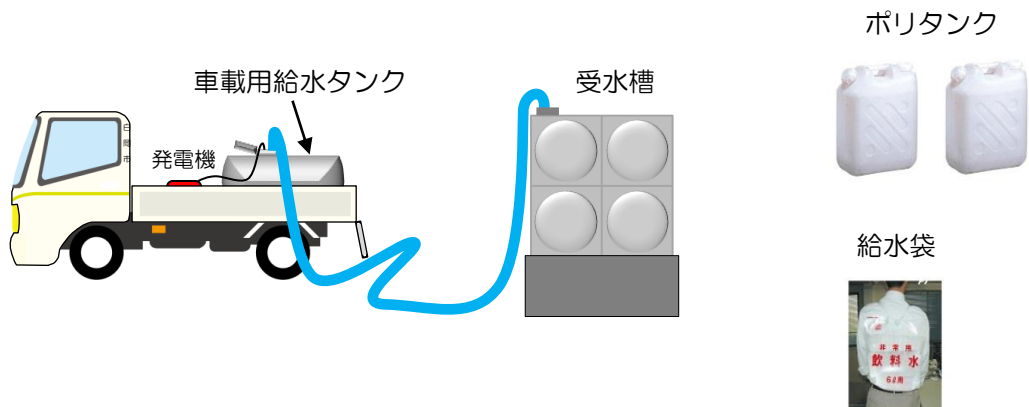
拠点給水

車載用給水タンクから水中ポンプにより応急給水装置に給水を行う



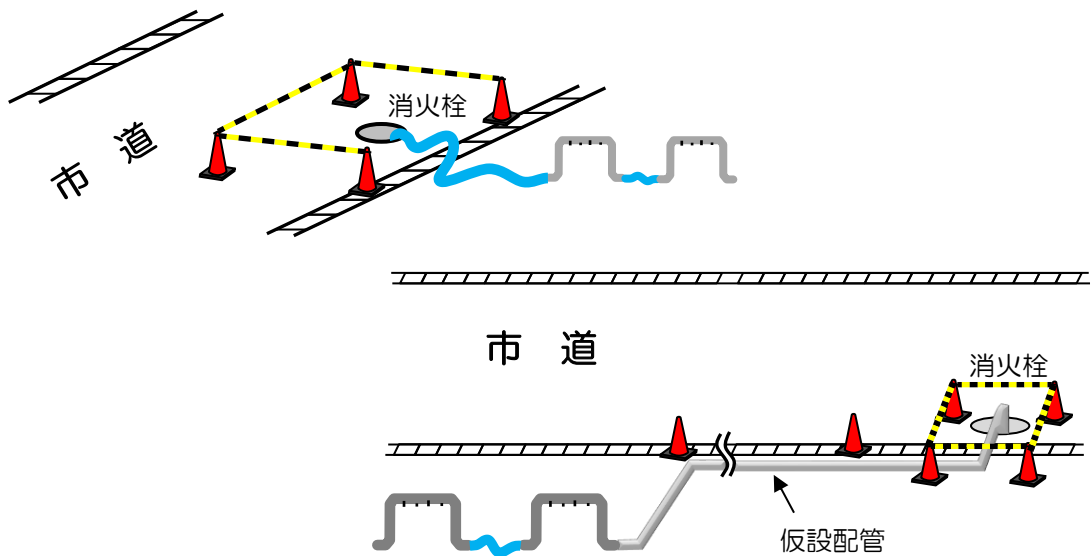
運搬給水

車載用給水タンク、ポリタンク及び給水袋により運搬給水を行う

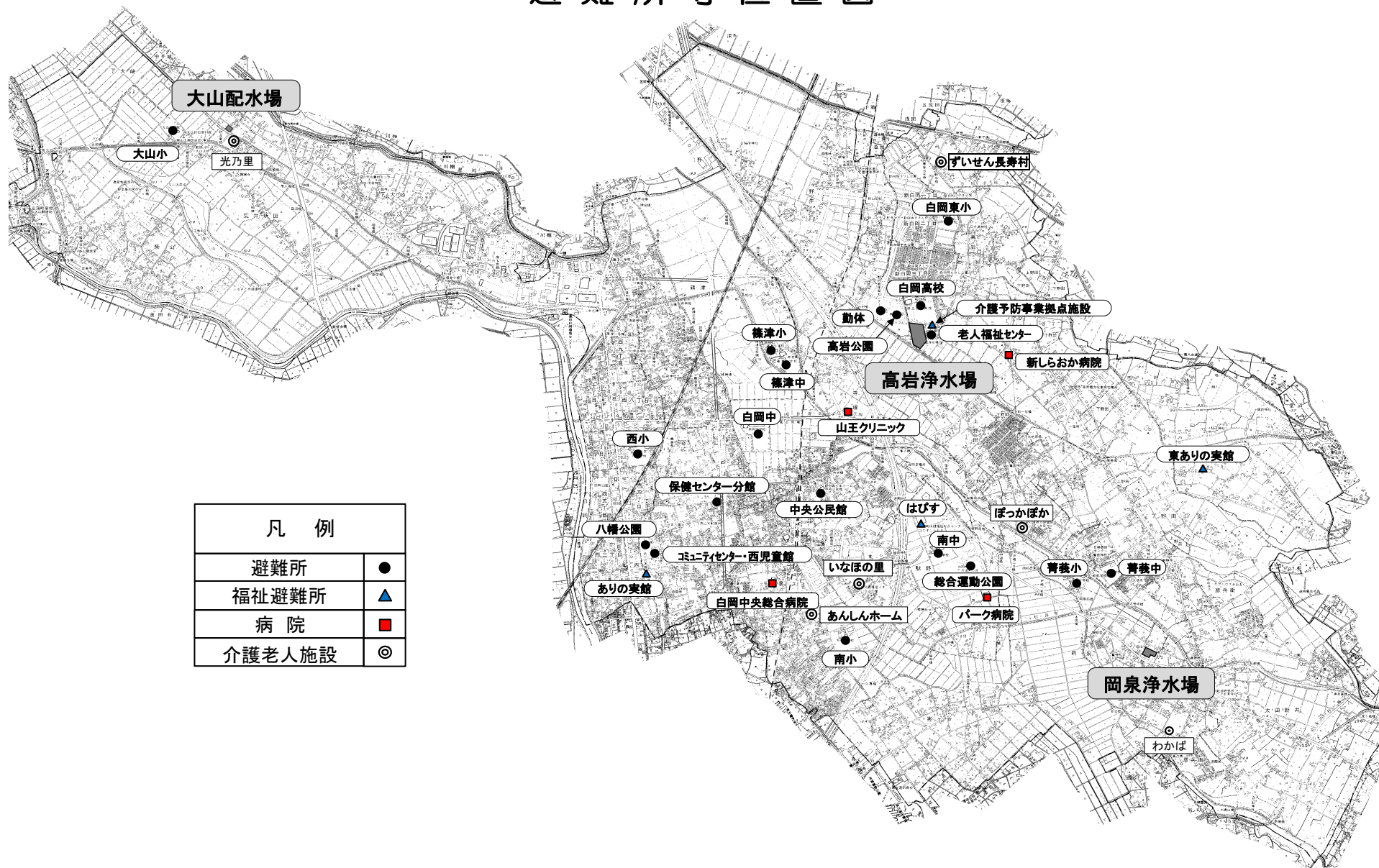


仮設給水

消火栓からホース又は仮設配管により給水を行う



避難所等位置図



凡 例	
避難所	●
福祉避難所	▲
病院	■
介護老人施設	◎

非常時防災無線等広報（案）

勤務時間中・・・安心安全課防災担当（92）1111 内線 372・373
夜間・休日・・・埼玉東部消防組合 白岡消防署（92）1800

【給水拠点を開設する場合】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
ただいま、（地震・浄水場のトラブル・水道管の破損事故）による影響のため、（市内全域・一部地域）で断水しており、復旧の見通しは立っておりません。
このことから、（高岩浄水場、岡泉浄水場・大山配水場）の給水拠点を開設します。
給水の容器をお持ちになり、（お近くの給水所・〇〇浄水場）で補水してください。
なお、給水所は込み合うことが予想されますが、ご協力をお願いいたします。

【臨時給水を実施する場合】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
ただいま、（地震・落雷による停電・火災・浄水場のトラブル・水道管の破損事故）による影響のため、（市内全域・一部地域）で断水しており、復旧の見通しは立っておりません。
このことから、給水拠点のほか、飲料のための臨時給水所を設置いたします。
給水所の場所は、〇〇〇（駐車場・広場等）の〇箇所です。
給水の容器をお持ちになり、お近くの給水所で補水してください。
なお、給水所は込み合うことが予想されますが、ご協力をお願いいたします。

【断水の場合】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
ただいま、（地震・落雷による停電・火災・浄水場のトラブル・水道管の破損事故）による影響のため、（市内全域・一部地域）で断水しております。
ご迷惑をおかけいたしますが、復旧までしばらくお待ちください。

<復旧>

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
（地震・落雷による停電・火災・浄水場のトラブル・水道管の破損事故）による影響のため、（市内全域・一部地域）で断水しておりましたが、復旧しましたので、本日（午前・午後）〇〇時から送水を開始します。
なお、水が濁る場合がありますので、しばらく流してからご使用ください。
ご協力ありがとうございました。

【水の出が悪い場合】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
ただいま、（地震・落雷による停電・火災・浄水場のトラブル・水道管の破損事故）による影響のため、（市内全域・一部地域）で水の出が悪くなっております。
ご迷惑をおかけいたしますが、復旧までしばらくお待ちください。

【水が濁っている場合】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
ただいま、（地震・落雷による停電・火災・浄水場のトラブル・水道管の破損事故）の影響により（市内全域で水の濁りが発生しています。・水が濁っている地域があります。）
ご迷惑をおかけいたしますが、復旧までしばらくお待ちください。

【原因不明の場合】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
ただいま、（市内全域・一部地域）において（水の出が悪くなっております。・水の濁りが発生しています。）
原因を調査しておりますので、復旧までしばらくお待ちください。

【濁水により県水が5%制限された場合】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
現在、埼玉県では、利根川水系の濁水により、利根川からの取水が制限されています。
皆様のより一層の節水にご協力くださるようお願いいたします。

【濁水により県水が〇〇%制限された場合】

① こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします
利根川水系の濁水の影響により、県営水道からの供給が〇〇%制限されています。
現在、地下水を増量して対応しておりますが、雨が少ない状態が続いた場合、水道の圧力を下げて給水するなどの制限を行う場合もあります。
より一層の節水にご協力くださるようお願いいたします。

② こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします
利根川水系の濁水により、県営水道からの供給が〇〇%制限されています。
濁水が続く場、市の水道においても、水道の圧力を下げて給水するなどの制限を行うこともあります。
より一層の節水にご協力くださるようお願いいたします。

【濁水により減圧給水を実施する場合】

① こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
濁水に伴い、埼玉県行田浄水場からの受水制限が実施されます。
今後、水道水が不足することが予想されますので、本日（午前・午後）〇〇時より、圧力を下げて給水を行います。時間帯、地域により、水の出が悪くなる場合があります。
ご迷惑をおかけいたしますが、節水にご協力くださるようお願いいたします。

② こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします
利根川水系の濁水により、県営水道からの供給が〇〇%削減されています。
このため、本日（明日）、〇〇時から水道の圧力を下げて給水を行います。
地域、場所によっては、水の出が悪くなる場合があります。
ご迷惑をおかけいたしますが、より一層の節水にご協力くださるようお願いいたします。

【県水が送水停止する場合】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
埼玉県行田浄水場において、（水質基準値を超えた物質が検出されたことにより、）埼玉県からの送水が停止しています。
水道水が不足することが予想されますので、本日（午前・午後）〇〇時より、圧力を下げて給水を行います。時間帯、地域により、水の出が悪くなる場合があります。
ご迷惑をおかけいたしますが、節水にご協力くださるようお願いいたします。
（なお、埼玉県からの送水停止が続く場合、断水することもありますので、水の汲み置きにご協力ください。）

【断水する場合】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
〇〇〇〇による埼玉県行田浄水場からの送水停止の影響により、本日（午前・午後）〇〇時から、断水になります。
ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

<復旧>

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
埼玉県行田浄水場の送水停止の影響により、断水しておりましたが、埼玉県からの送水が再開しましたので、本日（午前・午後）〇〇時から送水を開始します。
なお、水が濁る場合がありますので、しばらく流してからご使用ください。
ご協力ありがとうございました。

【計画停電】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
東京電力の計画停電の実施により、水道水の圧力が下がり、水が濁ることが予想されます。
水が濁っている場合は、お飲みにならないようご注意ください。
また、マンションなど、受水槽をお使いの方は、停電中、水が出なくなる場合があります。
停電区域に該当する場合は、水の汲み置きをお願いいたします。

【放射線】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
埼玉県行田浄水場から供給されている水道水から、放射性（ヨウ素・セシウム）の値が〇〇〇ベクレル
検出され、管理目標値の数値を超えました。
数値が下がるまで、できるだけ乳児には水道水を飲ませないでください。

【放射線】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。
埼玉県行田浄水場から供給されている水道水の放射性（ヨウ素・セシウム）の数値は、〇月〇〇現在、
〇〇ベクレルとなっています。国の目標値を下回っていますので、水道水を飲んでも問題ありません。
今後、国の目標値を超える数値が検出された場合は、改めてお知らせします。

【 】

こちらは防災白岡です。水道課からお知らせいたします。

広報車による広報（案）

【湯水】

こちらは、白岡市水道課 広報車です。
ただいま、湯水の影響により、水道水が不足しています。
より一層の節水にご協力をお願いします。

【濁水】

こちらは、白岡市水道課 広報車です。
ただいま、水道管の破損の影響により、水道水が濁っている地域があります。
水が濁っている場合は、お飲みにならないようご注意ください。
ご迷惑をおかけしますが、復旧までしばらくお待ちください。

【復旧】

こちらは、白岡市水道課 広報車です。
先ほどの水道管の破損につきましては、（午前・午後）〇〇時〇〇分に復旧しました。
なお、水が濁る場合がありますので、しばらく流してからご使用ください。
ご協力ありがとうございました。

【給水所】

こちらは、白岡市水道課 広報車です。
臨時給水所についてお知らせします。
ただいま、（市内全域・一部地域）で断水しており、復旧の見通しは立っておりません。
このことから、〇〇〇（校庭・駐車場・広場等）に給水所を設置しました。
必要な方は、給水の容器をお持ちになり、給水を受けてください。
ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

